

# ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金

松戸市では、ひとり親家庭の父母が就労する為に必要な資格取得のための就学をする場合、生活の負担を軽減できるように「高等職業訓練促進給付金」を支給します。

## ○対象者

松戸市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を満たす方

- ・児童扶養手当を受給している方、又は同等の所得水準にある方で 20 歳未満の児童を扶養している方（所得が児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後 1 年間に限り引き続き本給付金の受給が可能です）
- ・養成機関において、修業期間 6 か月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ・過去にこの給付金を受給していない方

## ○対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、シスコシステムズ認定資格 他

## ○支給額

- ・対象者と同居親族の方が市民税非課税世帯の場合 月額 100,000円  
※養成機関の修業期間の最終 1 年間（その期間が 12 か月未満である場合は当該期間）は 140,000 円。
- ・対象者又は同居親族の方が市民税課税世帯の場合 月額 70,500円  
※養成機関の修業期間の最終 1 年間（その期間が 12 か月未満である場合は当該期間）は 110,500 円。

## ○支給期間

修業期間（最長 4 年 ※取得する資格により異なります。）

## ○決定までの流れ

- ①事前相談 資格を取得したいと考えた時からご相談ください。複数回の面談が必要です。
- ②支給申請 申請書提出 ※添付書類（児童扶養手当証書、納税証明書、在籍証明書 等）
- ③審査
- ④支給決定 ※審査により支給できない場合もございます。

※相談から支給決定までに数回の面談を要しますので、お早めに下記までお問合せください。

お問い合わせ・相談の予約

松戸市役所 子ども未来応援課 TEL 047-366-7347